



ユニオンニュース・掲示回覧用

## 連合大阪 地方ユニオン 第26回定期大会

2022年12月16日(金)

午後18:30～ エルおおさか5階研修室2

## 結成50周年 記念式典

2023年1月20日(金)

18:30～

エルおおさか10階  
宴会場

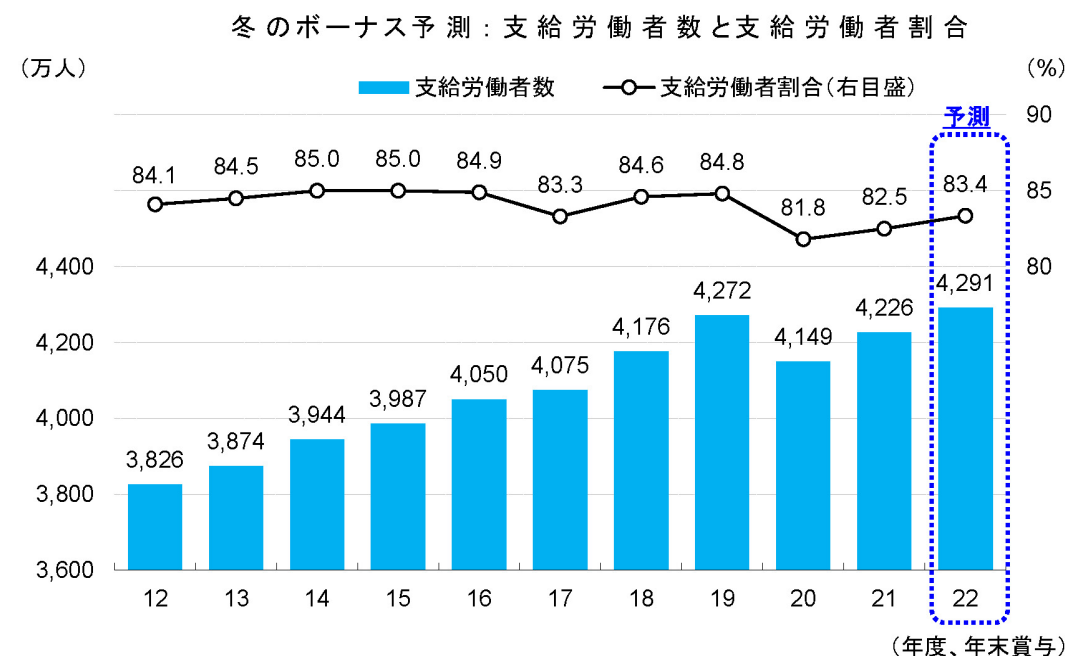
前段で旗びらきします。

## 一時金（賞与）も生活給 しっかり勝ち取りましょう！

今年の一時金は額も2～3%増額されているという調査結果です。そして、一昨年・昨年と支給しなかった企業も復活支給となっているところが見られます。実際下の表に見られるように、非正規（パート・契約社員）労働者にも一時金が支給されるようになって、10年間支給労働者は増えてきましたが、ここ2年はコロナの影響で減少しました。そして今年復活という流れです。

会社は、一時金（ボーナス）は利益が上がったら出すものなどと言いますが、そんなことはありません。明らかに給与の後払いです。一般的な企業は、予算を組む時に、一時金の原資は毎月積み立てています。予算で組んでおいて、労働者に支払わないのは、コソドロのような行為です。昨年より下がれば当然役員報酬も下げないといけません。

そのようなこともしっかり、追及して「生活給」としての一時金を勝ち取りましょう。



(注) 支給労働者数＝常用雇用労働者(12月)×支給事業所に雇用される労働者の割合  
(出所)厚生労働省「毎月勤労統計」(調査産業計、事業所規模5人以上)

## 秋季学習回 No.2 全港湾建設支部共催 11/21

## 労働者協同組合 「法と実践と可能性」

講師 田中夏子さん

信州共同労働ネットワーク代表



法律の中身だけではなく、法律ができた背景を詳しく教えていただきました。源流は労働組合が労働者自主管理によって会社を再建する際のフレームとして法制化が求められたことにあるとのことでした。その後、地域おこしの際の法人格として、政府の方針に合致し、海外の法律などを参考に苦節40年ついに法制化された訳です。田中さん自身も実践的な活動をされているという事で、労協が持つ社会運動としての可能性などについて、労働組合も頑張れと発破をかけられつつ、今後の連帯への期待が展望されました。また、田中さんの専門分野であるイタリアでの労協の広がりについても紹介され、視野が広がりました。

大阪地域合同でも組合主導の企業再建の経験は何度もありますが、その際にこの法律があれば違うやり方もあったのと思わないではられません。今後の私たちの活動における重要な選択肢の一つとして頭に入れておく必要があると感じました。